

厚生労働省 佐賀労働局発表
平成30年10月31日(水)

担 佐賀労働局総務部労働保険徴収室
室長 坂田 和文
室長補佐 柏 忠弘
当 TEL 32-7168 FAX 32-7151
<http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

労働者を一人でも雇えば労働保険に加入が必要です

～11月を「労働保険適用促進強化期間」として適用促進を図ります～

- 労働保険は、アルバイト・パートの名称に関わらず、労働者を一人でも雇ったら加入しなければならない相互扶助のための政府が運営する強制保険（※）です。
- 事業主が加入を怠っていた場合には、最大3保険年度遡った労働保険料と追徴金（10%）を支払うことが必要となり、また、未加入期間中に労働災害が発生した場合には、労災保険給付額の全部又はその一部を事業主が負担しなければならない場合があります。

※ 労働保険は「労災保険」「雇用保険」の総称です。

※ 雇用保険は、名称や雇用形態にかかわらず ①週20時間以上かつ②31日以上 の雇用見込みがある場合には対象となります。

佐賀労働局では「労働保険適用促進強化期間」に労働基準監督署・公共職業安定所と共同で次のような広報活動を実施します。

- 1 佐賀労働局ホームページによる広報
- 2 関係団体でのパンフレット・リーフレットの配布
- 3 許認可権限を有する地方自治体等でのパンフレット・リーフレット配布
- 4 労働保険加入促進業務の受託団体と連携した未手続事業場への訪問加入促進

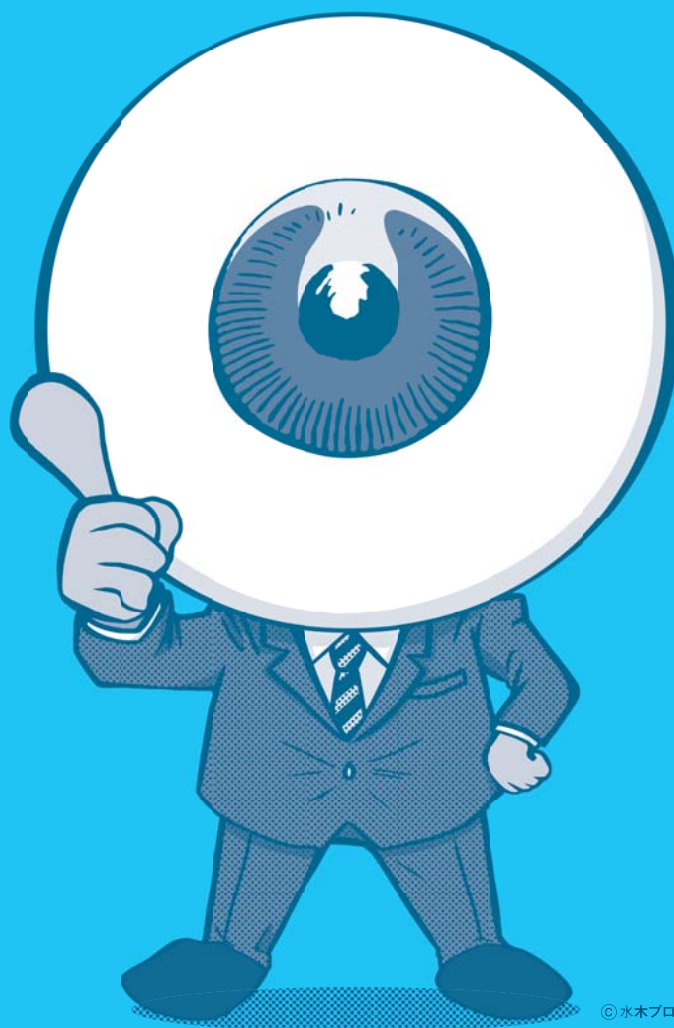
<参考>平成29年度 佐賀労働局の給付額

労災保険給付額	(休業・療養・年金給付等)	52億円
雇用保険給付額	(失業給付等)	93億円
	(各種助成金・奨励金等)	10億円

まだ、労働保険に加入していない事業主の方は、お近くの労働基準監督署、公共職業安定所又は労働保険徴収室へお問い合わせの上、早急な加入手続きをお願いします。

社長!

労働保険があればこそ、 みんな安心して働けるんじゃない。



©水木プロ

法人・個人を問わず事業主の方は、
正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、
一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。
労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。
「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思ってた」、
「設立準備が忙しくて忘れてた」など、様々な理由があると思いますが、
従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

- 労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です(電子申請は24時間、365日いつでもOK!)

◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

知らなかったでは、すまされない。

労働
保険

労災保険

雇用保険